

# 西新小岩五丁目地区 第1回防災街づくり検討会〈書面開催〉 および 資料の送付について

日頃より、葛飾区のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、6月12日（土）に開催を予定しておりました「第1回防災街づくり検討会」は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言が延長されたため、中止といたしました。その代わりとしまして、第1回検討会で予定していた内容を皆様にご確認いただき、書面開催形式でご意見をお伺いしたいと考えています。

## 【意見募集シート提出のお願い】

6月28日（月）までにご返送ください。

資料を読む



意見募集シート（資料5）  
に意見を記入



返信用封筒に入れ  
ポストに投函



### 送付資料

- 資料1：開催にあたって
  - 資料2：第1回防災街づくり検討会〈書面開催〉説明資料
  - 資料3：防災まちづくり構想（素案）
  - 資料4：優先整備路線の現状整理
  - 資料5：意見募集シート
- 返信用封筒

### ◇お問い合わせ先◇



葛飾区都市整備部 街づくり推進担当課  
〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1  
担当：大谷・岡安 電話：03-5654-8391(直通)

# 開催にあたって

## 西新小岩五丁目町会 町山会長

西新小岩五丁目地区は、平成30年2月に東京都が公表した「地震に関する地域危険度測定調査」では、総合危険度ランクが最も高い5レベル、都内5,177町丁目中73位の危険度となっています。また、地区内では幅員が広い相互通行の道路が不足していることから、火災が発生しても消防活動が間に合わなかったという事態も発生しています。

こうした現状を踏まえ、町会では、地域の安全・安心を高めるためには、道路拡幅や建物の不燃化など、一刻も早い防災まちづくりが不可欠であると考えており、平成26年度から防災まちづくりの重要性をたびたび区に要望してきた結果、ようやく区とともに「防災まちづくり検討会」を開催することとなりました。

検討会を通じてみなさまのご意見を伺いながら、住民が考える「防災まちづくり構想」を策定し、早期に区に対して提案を行いたいと考えております。みなさまの防災まちづくりへご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。

## 葛飾区都市整備部 飛島街づくり推進担当課長

日頃より、葛飾区のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

西新小岩五丁目地区については、町会からご要望頂いているとおり、地域危険度ランクが高いことから、区としても道路拡幅や建物の不燃化をはじめとする防災まちづくりについては、早期に取り組むべき課題と認識しております。

今後の進め方としましては、検討会を通して作成される「防災まちづくり構想」を受けて、区として具体的な事業やその進め方等を検討した防災まちづくり計画を作成し、地域の皆様に周知を行ったうえで、道路拡幅をはじめとする事業に取り組んでまいりたいと考えております。

今回の検討会では、地区の現状と課題、他地区における区の取組事例の紹介とともに、道路拡幅について皆様のご意見を頂きたいと思っております。

お忙しいところ恐れ入りますが、意見募集シートにて忌憚のないご意見・ご質問等をお聞かせ願えれば幸いです。よろしく願いいたします。

### ◇お問い合わせ先◇



葛飾区 都市整備部 街づくり推進担当課  
〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1  
担当：大谷・岡安 電話：03-5654-8391(直通)

西新小岩五丁目地区

# 第1回 防災街づくり検討会

## 〈書面開催〉

西新小岩五丁目町会  
葛飾区 都市整備部 街づくり推進担当課

# 資料の構成

---

## 1. 議題

- ①防災街づくり検討会について
- ②まちの現状と課題について
- ③区内の取り組み事例の紹介
- ④まちづくり構想（素案）の検討について

## 2. 意見の募集について

- ⑤「道路の拡幅」について
- ⑥「まちの良い点と改善点」について

## 3. 次回の防災街づくり検討会について

- ⑦次回の防災街づくり検討会について

# 1. 議題

## ① 防災街づくり検討会について

- (1) 検討対象地区
- (2) 取組内容と今後の予定

# ① 防災街づくり検討会について

## (1) 検討対象地区

--- : 西新小岩五丁目地区



# ① 防災街づくり検討会について

## (2) 取組内容と今後の予定

令和3年6月

第1回防災街づくり検討会  
(書面開催)

- ◎ 防災街づくり検討会の目的
- ◎ まちの現状・課題の整理
- ◎ 事例紹介
- ◎ まちづくり構想(素案)の検討

令和3年7月17日

第2回防災街づくり検討会

- ◎ 前回の振り返り
- ◎ 建築の不燃化推進の検討など
- ◎ まちづくり構想(案)の検討、まとめ

まちづくりニュース発行

◎ 検討会で検討した内容を住民の皆さんに周知

『西新小岩五丁目地区まちづくり構想』を区に提出

目標

2回の防災街づくり検討会を通して、  
区に提案する防災街づくりのコンセプトや方針などを作成します。

# 1. 議題

## ② まちの現状と課題について

- (1) 地域危険度測定調査結果
- (2) 消防活動困難区域
- (3) 道路ネットワーク
- (4) 消防水利
- (5) 緊急車両
- (6) 消防救助活動スペース
- (7) 良好な居住環境の保全
- (8) 避難場所等
- (9) 通学路及び防犯カメラ
- (10) まとめ

## ② まちの現状と課題について

### (1) 地域危険度測定調査結果

- 本地区は、東京都の木造住宅密集地域（震災時に延焼被害等のおそれのある）に指定されています。
- 東京都「第8回地震に関する地域危険度測定調査(平成30年3月)」において、総合危険度がもっとも危険性の高い**ランク5**となっており、**都内5177町丁目中73番目に危険度が高い地域**として位置付けられています。

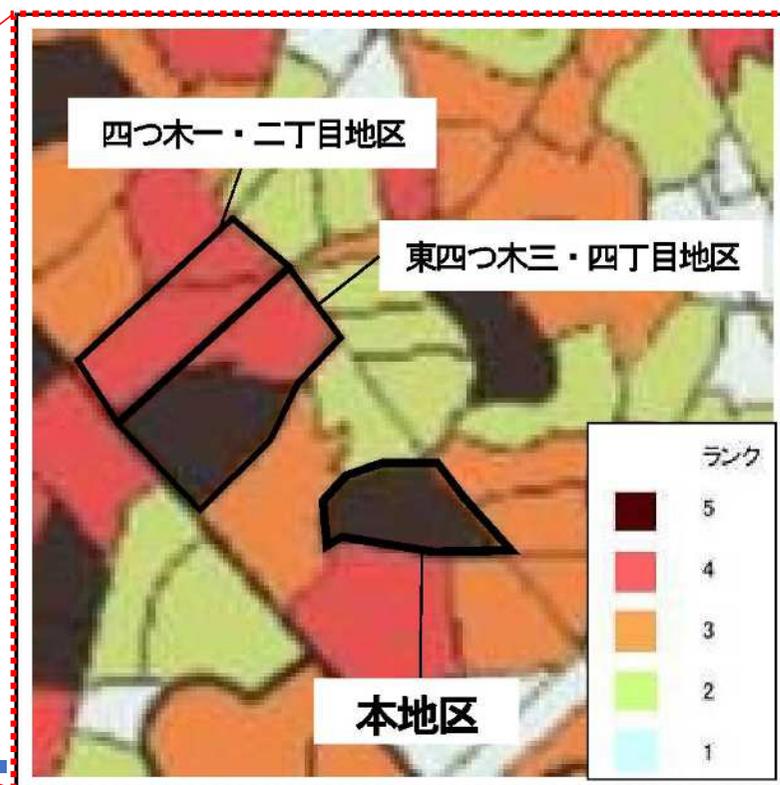
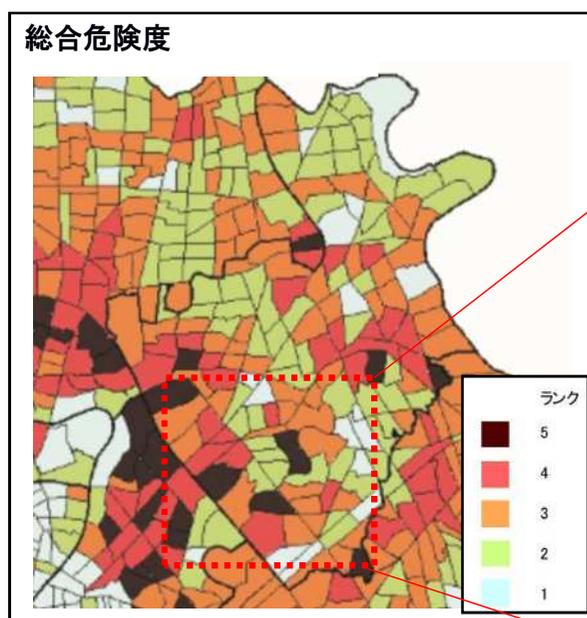


図 地震に関する地域危険度測定調査結果（総合危険度）

## ② まちの現状と課題について

### (1) 地域危険度測定調査結果

- 総合危険度の評価の内訳は、建物倒壊危険度のランクが4、**火災危険度が5**、災害時活動困難度が3であり、特に、**火災による危険が高い**地区です。
- 本地区は、**地区全体で不燃化に取り組まないといけない**状況です。

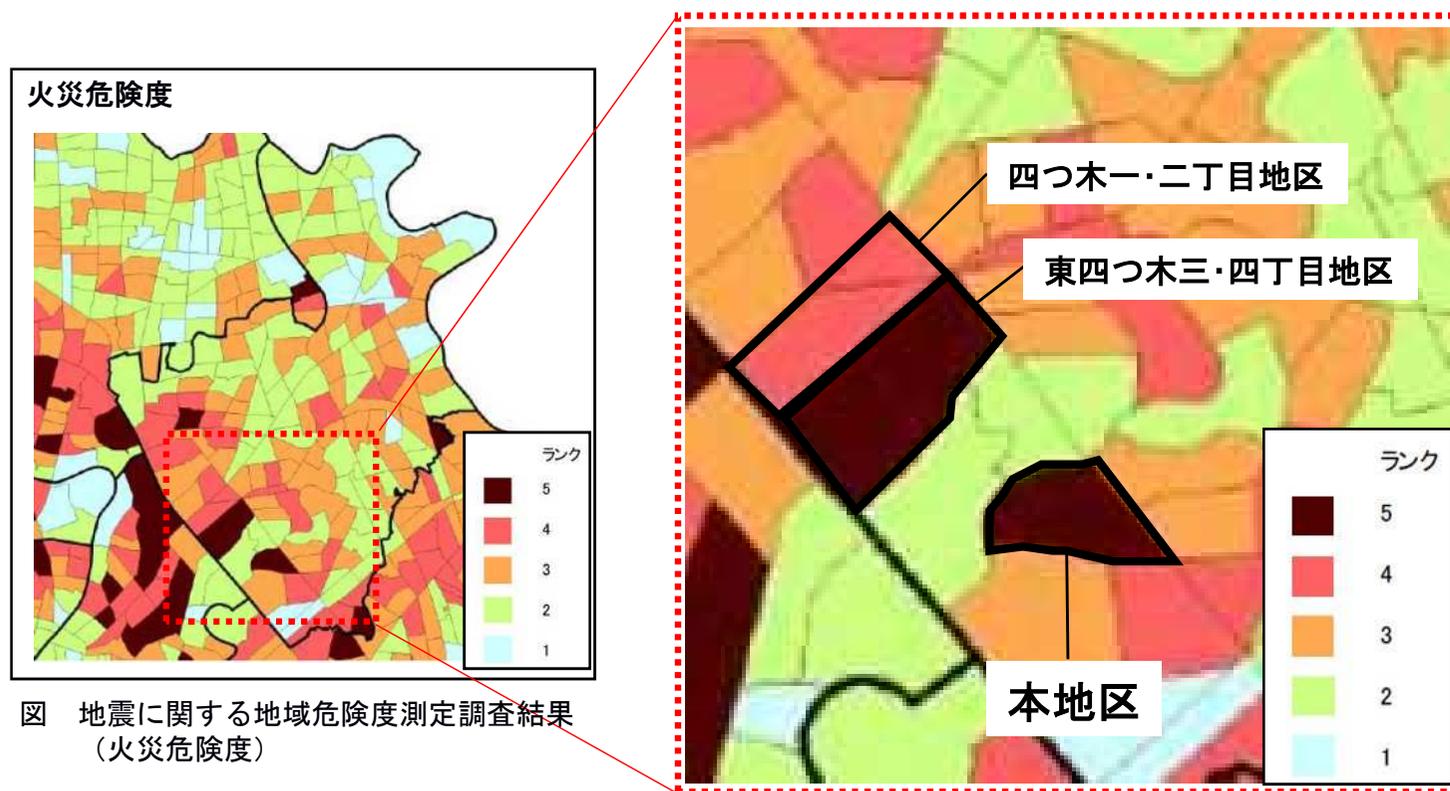


図 地震に関する地域危険度測定調査結果 (火災危険度)

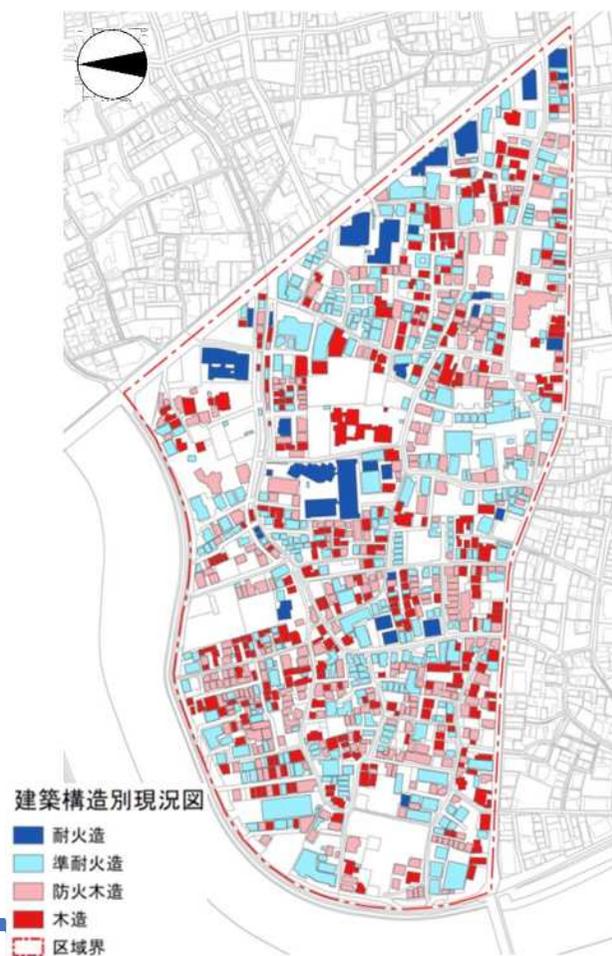
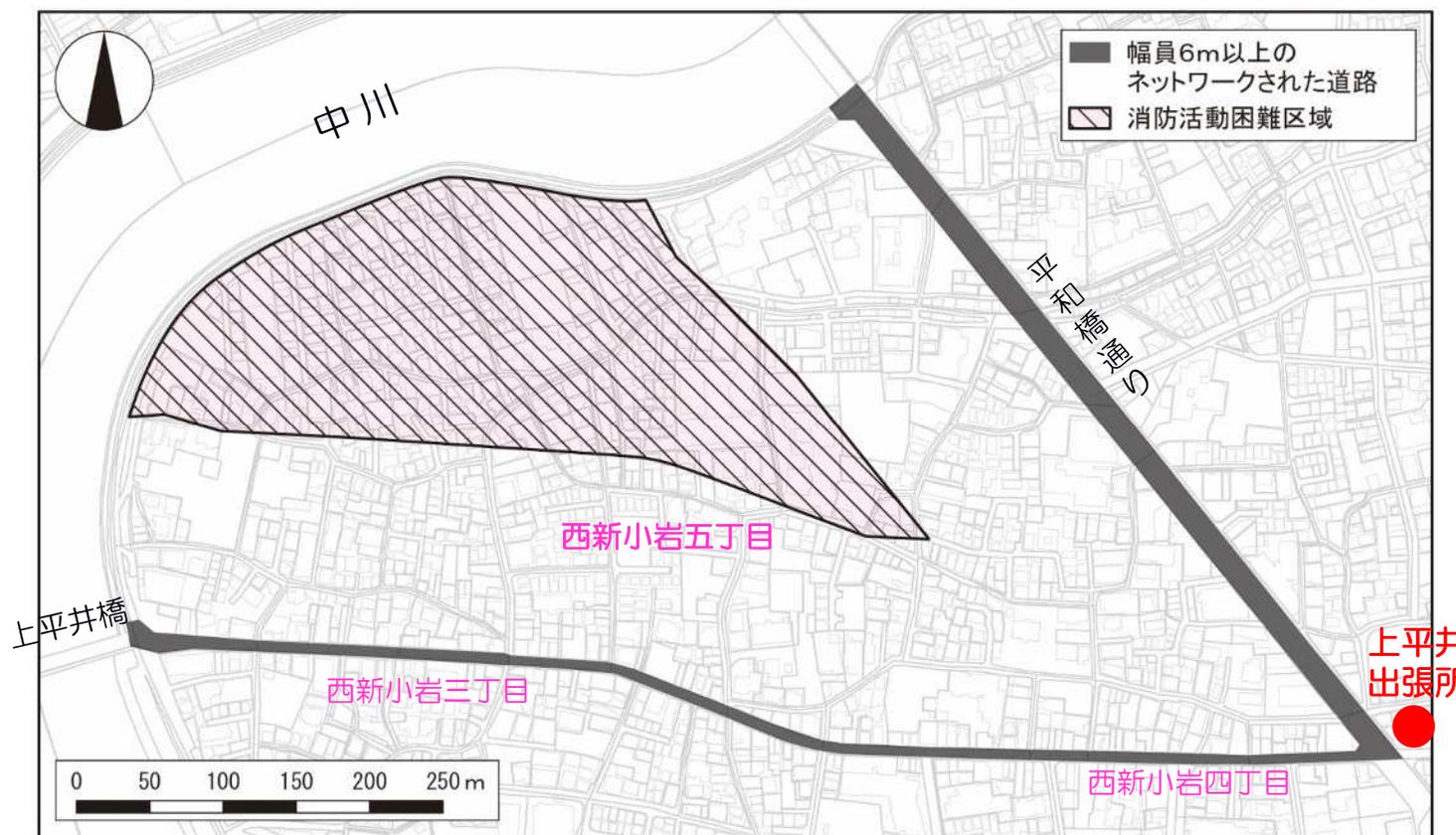


図 建物構造別現況図 (H28)

## ② まちの現状と課題について

### (2) 消防活動困難区域

- 令和元年度に区が実施した調査の結果、地区内には **4 m未満の細街路が多く、消防活動困難区域が発生**しています。
- 検討対象地区22.3haのうち、約6.1haと **地区の約27%**にあたります。



#### ※消防活動困難区域とは？

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する距離140m以上離れた区域を指します。

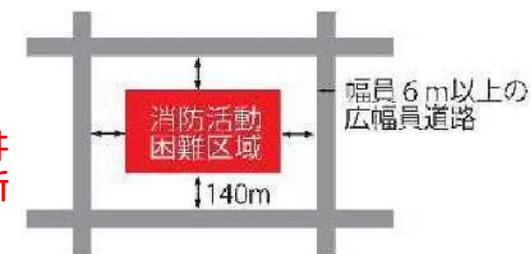
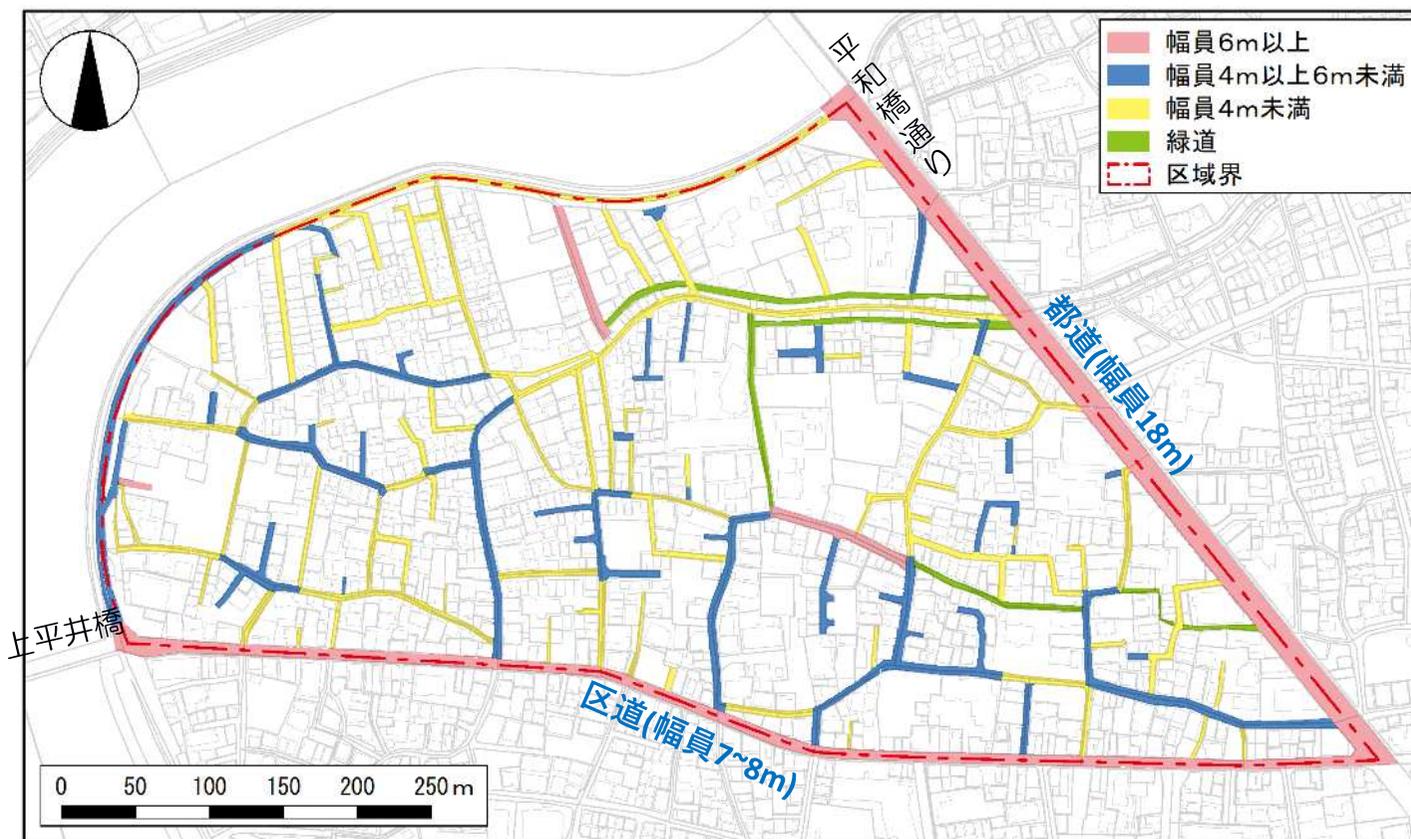


図 消防活動困難区域イメージ

## ② まちの現状と課題について

### (3) 道路ネットワーク

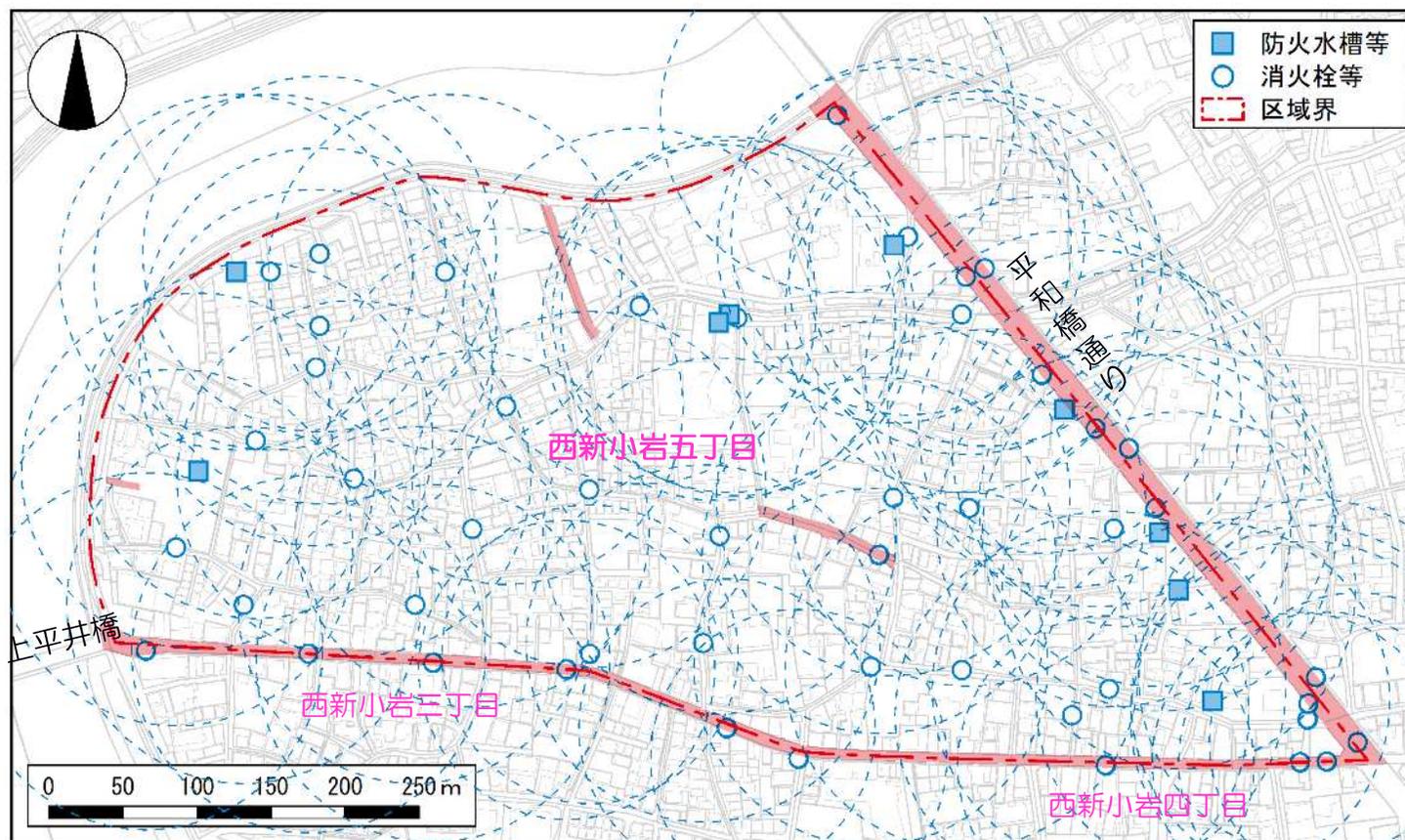
- 地区内には細街路が多く、**車同士のすれ違いが難しい**道路があります。
- 地区内の道路の面積（私道を含む）のうち、**4m未満の道路の面積は40%を超えています。**



## ② まちの現状と課題について

### (4) 消防水利

- 地区内の消防水利の設置状況としては充足しています。
- 地区内には細街路が多く、消防水利に緊急車両が到達しづらい状況です。



#### ※消防水利について

- 防火対象物から消防水利に至る距離について、用途地域が準工業地域の場合は120m以下、近隣商業地域の場合は100m以下に設置しなければなりません。(当地区南側の幹線道路沿いの一部地域が近隣商業地域に該当)
- 消防水利とは消火栓・防火水槽等を指します。
- 緊急車両のスムーズな通行には隅切りのある幅員6mの道路が必要とされています。

- 消火栓
- 防火水槽
- 車道 6 m以上の道路

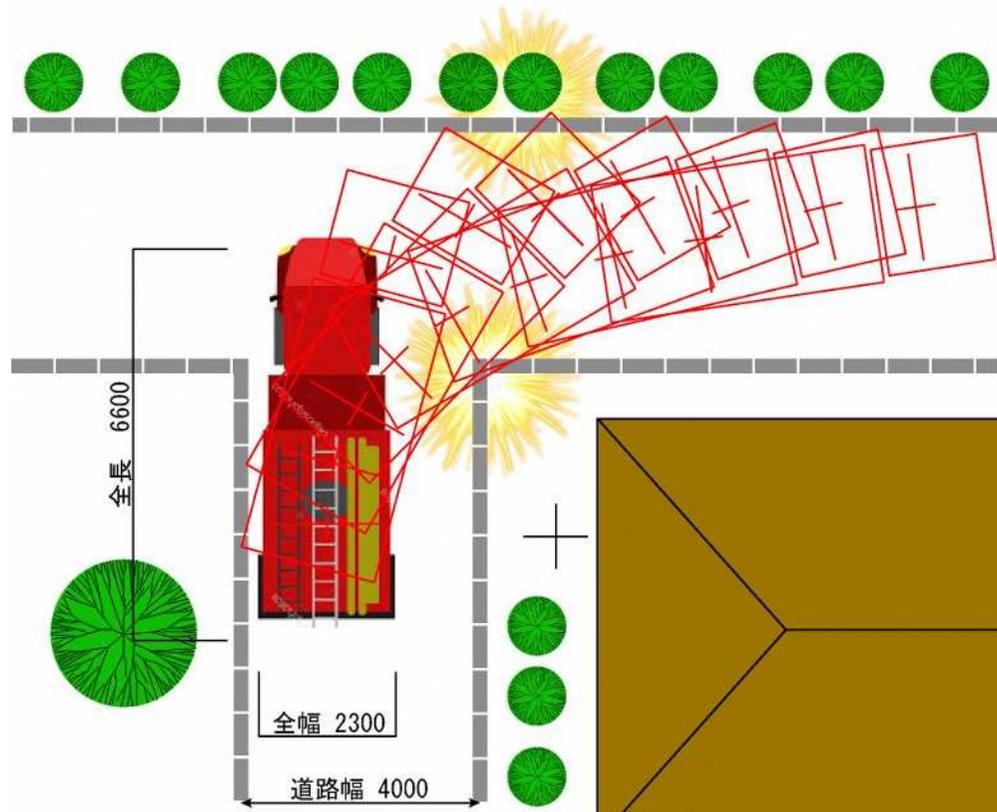
## ② まちの現状と課題について

### (5) 緊急車両

➤ 地区内には細街路が多く、**緊急車両のスムーズな通行が困難な箇所**が多くあります。

#### ■ (参考) 緊急車両の通行軌跡図

#### 【隅切りなし幅員4m道路の場合】

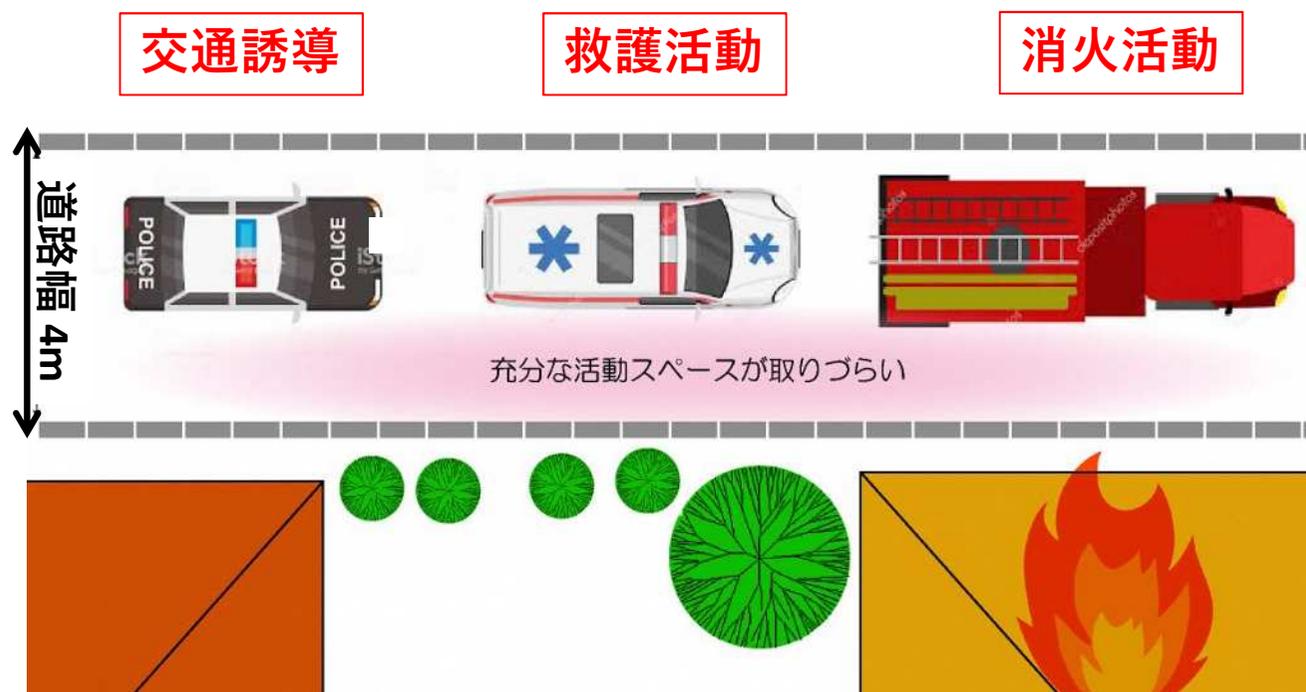


## ② まちの現状と課題について

### (6) 消防救助活動スペース①

- 地区内には細街路が多く、**緊急車両の活動スペースが十分に確保できていない箇所**が多くあります。
- 例えば、災害時には**救急車による救護スペース**（ストレッチャーの切回しなど）や**消防車による消火活動スペース**（ホースの設置・取り回しなど）が必要になります。

#### 【幅員4m道路の場合】

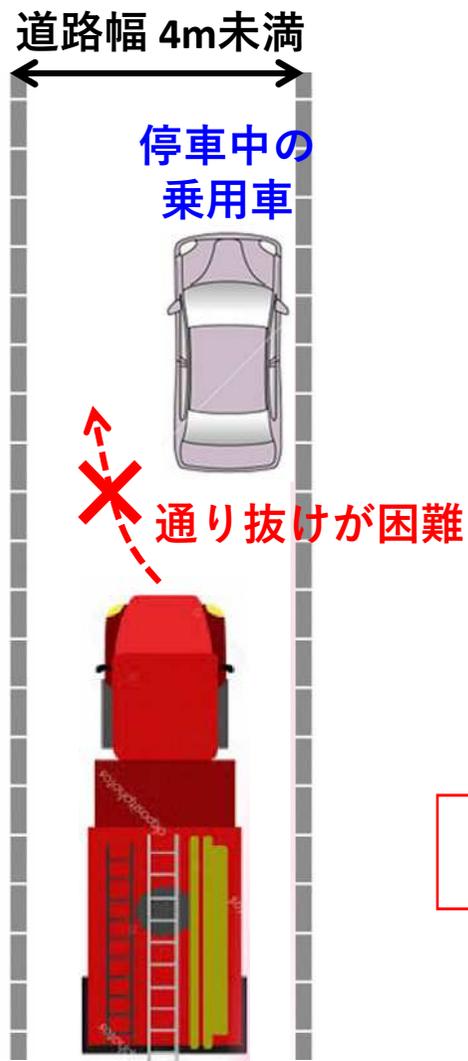


## ② まちの現状と課題について

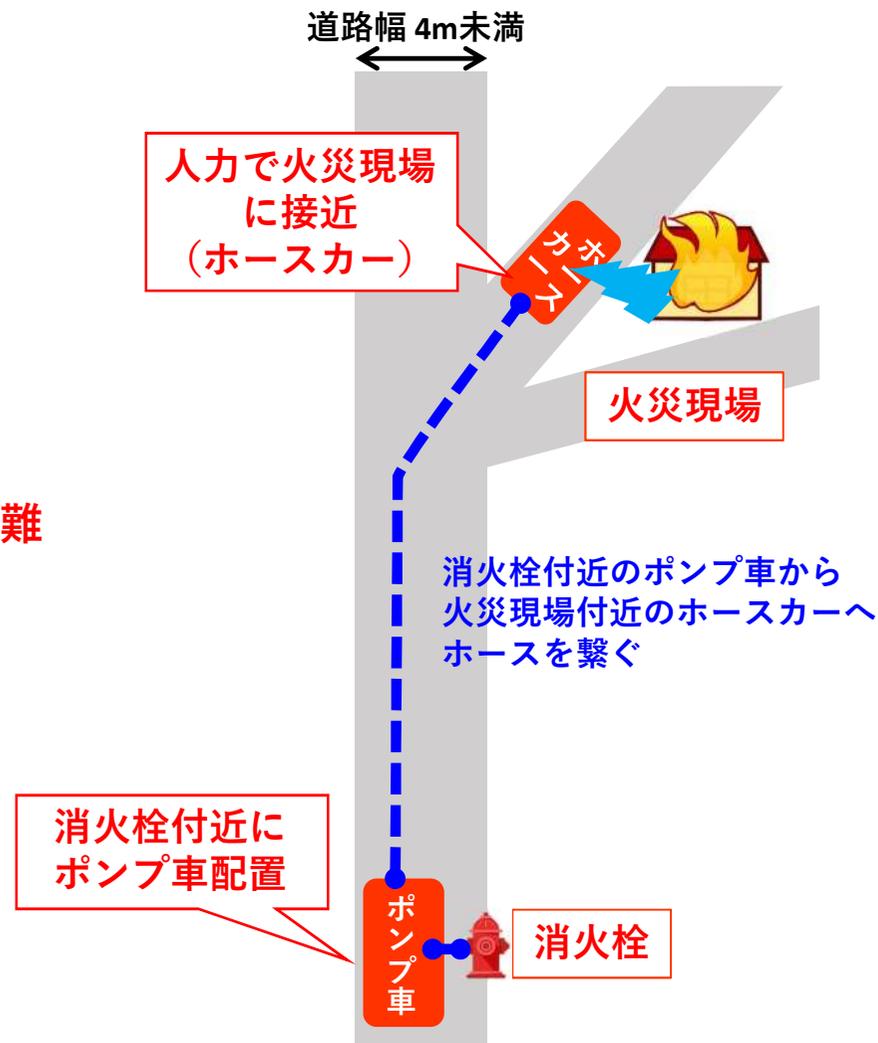
### (6) 消防救助活動スペース②

#### 課題① 幅員4m未満の道路

- 幅員が4m未満の道路上に車両や障害物等があると消防車の通り抜けが困難になります。(課題①)
- 幅員が狭い場合や車両や障害物等によって消防車が火災現場に近づけない場合には、通常時の消火よりも時間を要します。(課題②)



#### 課題② 消火活動に時間を要する



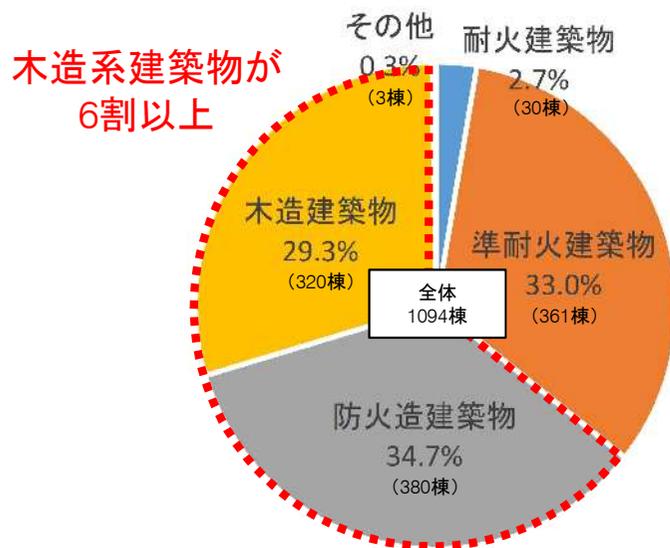
## ② まちの現状と課題について

### (7) 良好な居住環境の保全

- 宅地規模の大きくない住宅の分譲が増えており、家と家の隙間が狭まることで**火災延焼のリスクも増加**します。
- 住宅戸数の密度が**72.0戸/ha**であり、**住宅の密度が高い\***状態です。
- 建築構造別では、**木造系の建物（防火構造と木造構造）が6割以上**を占めており、**不燃化が求められています**

※東京都の「防災都市づくり推進計画」(平成28年3月)において、住宅戸数密度は**55戸/ha以上**が**密度が高い**としています。

#### ■令和元年時点の建築構造別の割合 (登記簿謄本上)



#### ■建物の不燃化による効果

	耐火性能	火災時の倒壊防止	周囲からの延焼	周囲への延焼
<p><b>耐火</b> (耐火建築物) コンクリート造・れんが造・構造を不燃材料で覆った鉄骨造</p> <p>大丈夫だよ</p>	◎	◎	◎	◎
<p><b>準耐火</b> (準耐火建築物) 構造を不燃材料で覆った木造・鉄骨造</p> <p>ちょっとは大丈夫かな</p>	○	○	○	○
<p><b>防火構造</b> (木造・防火造建築物) 外壁や軒裏をモルタルや不燃材料で覆った木造</p> <p>ちょっと碍って 危ないなあ</p>	△	△	○	△

耐火性能 大

延焼抑制効果 大

## ② まちの現状と課題について

### (8) 避難場所等

- 本地区には、一時集合場所として中川沿いに3箇所、防災活動拠点として西新小岩5丁目公園が指定されていますが、地区内に避難場所や避難所の指定はありません。
- 都道沿いの3箇所のマンション（レクセルマンション新小岩、アパートメントタカス、シーアイマンションOVEST新小岩）において、災害時における相互協力に関する協定を締結しています。



#### ※避難場所について

- **一時集合場所**：避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所です。
- **避難場所**：地震や洪水や津波などの異常な現象が起きたときに、まずは逃げ込む場所です。
- **避難所**：災害などで自宅での生活が危険になった場合に、一時的に避難生活を送るための場所です。
- **防災活動拠点**：消火・救助活動や被災者に対する生活支援を行う防災設備を備えた公園です。

## ② まちの現状と課題について

### (9) 通学路及び防犯カメラ

- 上平井小学校の地区内の通学路ルートは4m未満の通学路が多く、一部区間では最大で2.0m程度の万年塀を通過しています。
- 地区内には町会で16台、区で7台、合計23台の防犯カメラが設置されています。

## ② まちの現状と課題について

### (10) まとめ

視点	内容
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"><li>● 木造住宅密集地域に指定</li><li>● 地震に関する地域危険度ランク 5 に位置付け</li><li>● 一部に消防活動困難区域が発生</li><li>● 緊急車両のスムーズな通行や救護スペースや消火活動スペースの確保が困難（消防水利は充足）</li><li>● 避難場所と避難所が未指定</li></ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"><li>● 4m未満の細街路が多く、地区内のネットワークが形成されていない</li><li>● 地区沿いには平和橋通りなど幹線道路が形成</li></ul>
居住環境	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小規模な宅地分譲が増加（通風や日照の低下）</li><li>● 庭などの緑化スペース減少によるうるおいの低下</li></ul>

## 1. 議題

### ③ 区内での取り組み事例の紹介

- (1) 密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）
- (2) 防災街区整備地区計画

### ③ 区内での取り組み事例の紹介

#### (1) 密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）

##### ①密集事業の概要

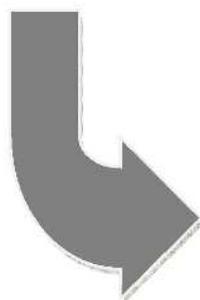
- 安全・安心なまちづくりを行うため、道路新設や道路拡幅により消防車などの緊急車両が通れる幅員6メートルの道路を整備するほか、公園やポケットパークなどを整備し防災性の向上や住環境を改善し、地区の防災性を高めるための事業です。

##### ②密集事業の目標

①消防活動困難区域を解消する

②公園・広場を確保する

③燃えにくい建物を増やす



道路づくり



公園・広場づくり



建物づくり



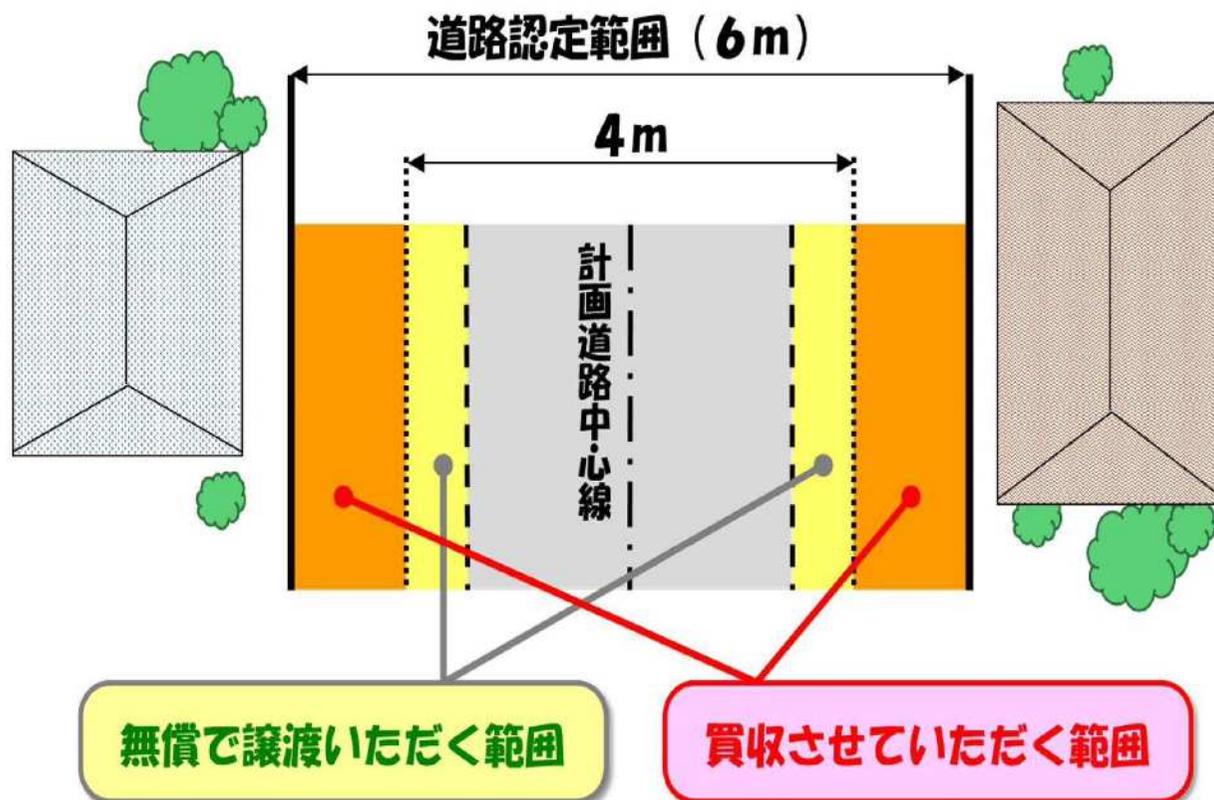
### ③ 区内の取り組み事例の紹介

道路づくり



#### ③道路づくりに伴う用地買収・補償の概要

- 拡幅部分にかかる「土地」について、用地取得の対象となる範囲は、道路中心線から2mを超えた範囲になります。



東立石四丁目 (整備前)



東立石四丁目 (整備後)



### ③ 区内の取り組み事例の紹介

道路づくり

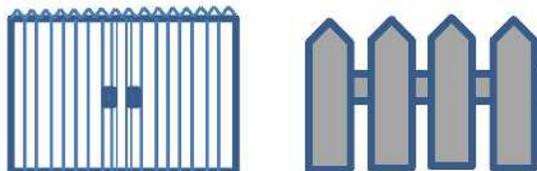


#### ③道路づくりに伴う用地買収・補償の概要

- 拡幅部分に「建物」や門・塀等の「工作物」がある場合は、移転するための補償金を区がお支払いし、所有者の方に拡幅部分を更地にしていただきます。

##### 門・塀等に拡幅線がかかる場合

物件等の調査をもとに、門・塀等の撤去移設等に必要なる費用を基準に基づいて補償し、道路用地を買収します。



##### 建物に拡幅線かかる場合

建物等調査をもとに、移転又は改築をしていただくための方法を検討し、その方法に応じて必要なる費用を基準に基づいて補償し、道路用地を買収します。



土地のみが拡幅線にかかる場合  
道路用地を買収します。

※敷地の広さ、建物等の配置、構造、利用形態によって補償内容は異なります。

### ③ 区内の取り組み事例の紹介

#### ④ 区内密集事業実施中の4地区の事業進捗状況について

➤ 葛飾区で密集事業実施中4地区の事例についてご紹介します。

#### ■ 用地取得筆数(筆)及び面積(m<sup>2</sup>)について (令和2年12月末時点)

地区名	事業開始	筆数(筆)	面積(m <sup>2</sup> )
東四つ木地区	平成10年度～:23年目	249/276 (89.9%)	7,507/8,002 (93.8%)
四つ木地区	平成15年度～:18年目	154/178 (86.5%)	1,648/1,849 (89.2%)
東立石地区	平成20年度～:13年目	216/258 (83.7%)	1,924/2,539 (75.8%)
堀切地区	平成27年度～:6年目	3/172 (1.7%)	- / -



### ③ 区内の取り組み事例の紹介

#### ④ 区内密集事業実施中の4地区の事業進捗状況について

- 検討対象地区は、密集事業を実施している2地区と特徴が類似しています。
- 特徴①：不燃領域率が低い
- 特徴②：老朽木造建築棟数率が高い
- 特徴③：道路率が低く、細街路率が高い

表 葛飾区の現況調査結果

調査項目	西新小岩五丁目地区 令和元年度調査	四つ木一・二丁目地区 平成28年度調査	東四つ木三・四丁目地区 平成28年度調査	目標参考値
不燃領域率※①	45.9%	57.0%	49.6%	70%
老朽木造建築物棟数率※②	43.3%	42.2%	40.3%	30%以下
道路率	15.3%	17.3%	16.5%	20%前後
細街路率	41.5%	32.6%	27.5%	—

※①：不燃領域率とは、エリアに占める公共空地と耐火建築物敷地面積の割合で、まちの燃えにくさを示す指標。70%を超えると市街地の延焼の危険性がほぼなくなるとされています。

※②：老朽木造建築物棟数率：昭和55年以前の木造建築物棟数／全建築物棟数

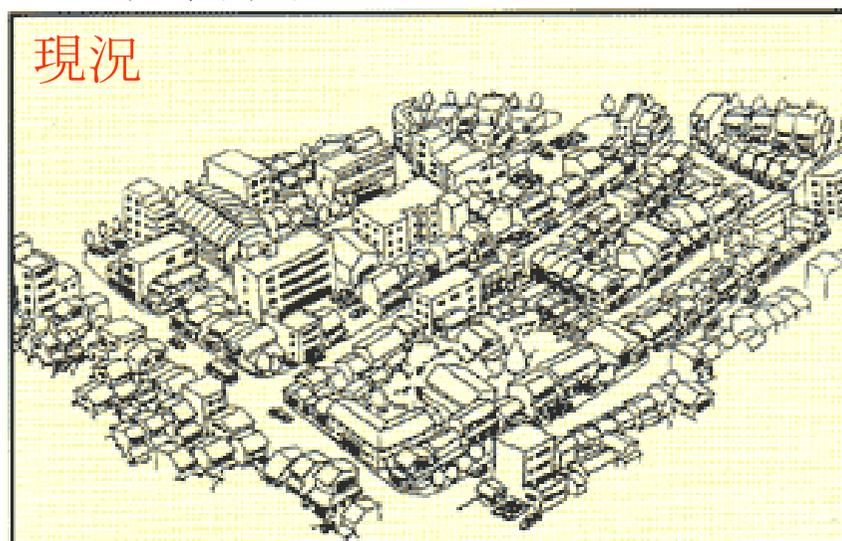
### ③ 区内の取り組み事例の紹介

#### (2) 防災街区整備地区計画

##### ①防災街区整備地区計画の概要

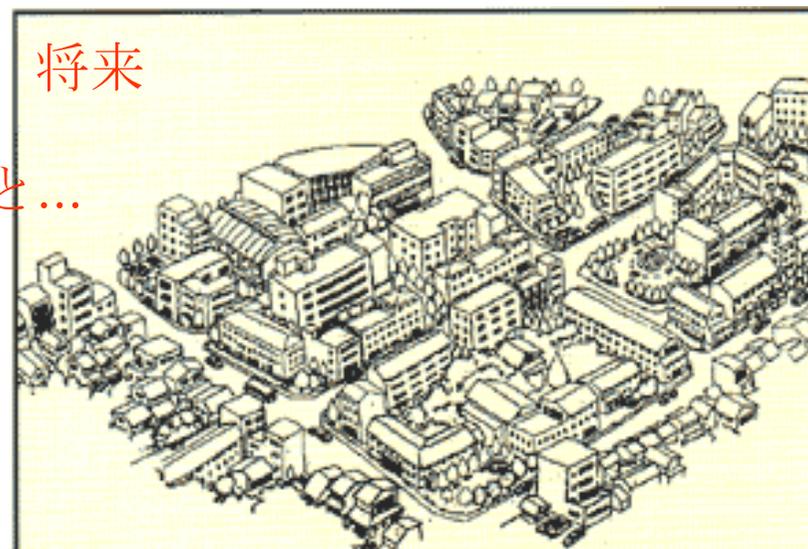
- 地区計画とは、その地区の将来に向けてのまちづくりの目標や方針を定め、道路や公園、広場などの配置や規模を決めたり、建物の建て方等のルールを作る制度です。
- 防災街区整備地区計画は、「地区計画」の種類の一つで、特に、防災性の強化を図ることを目的とした地区計画制度です。

#### ■地区計画のイメージ



建詰まりや道路が狭いなどの問題を抱え、老朽化した建物も多く存在

地区計画  
を定めると...

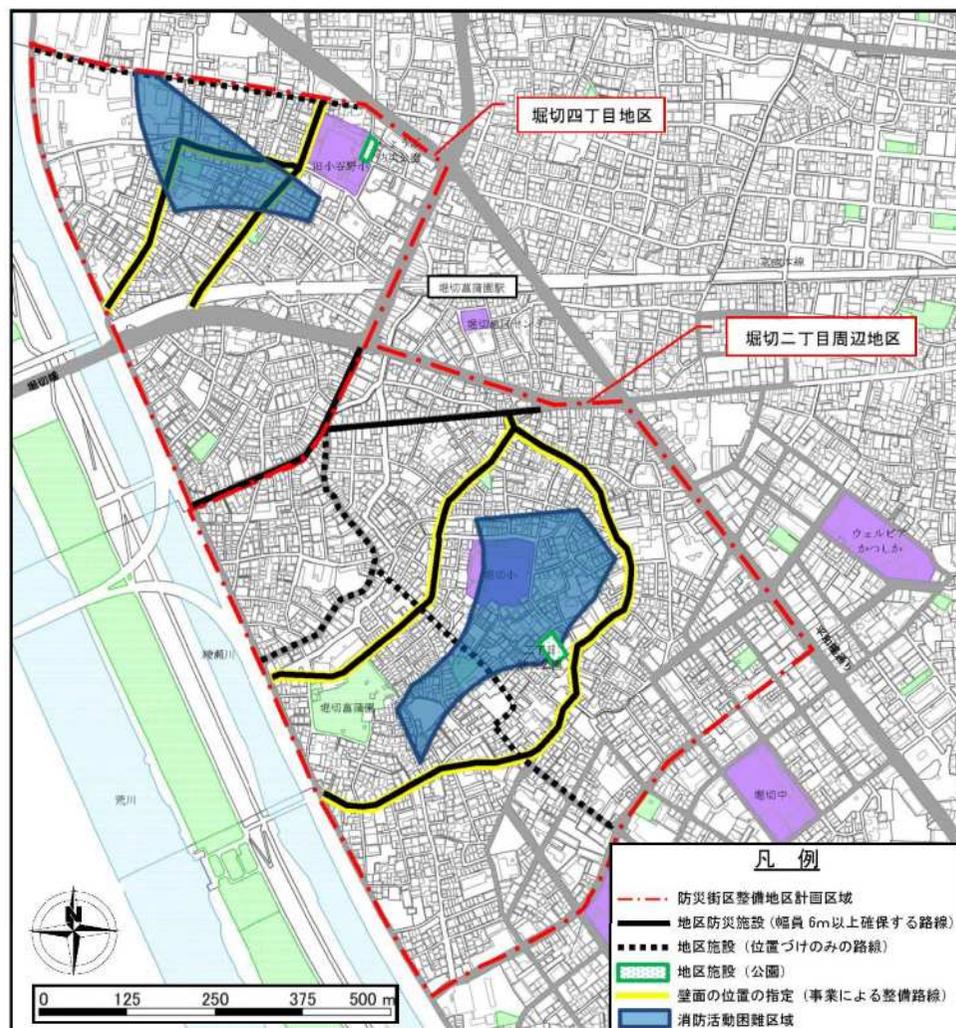


徐々に道路が広がり、建替えや敷地内の緑化が進むなど環境改善や防災性が向上

# ③ 区内の取り組み事例の紹介

## ② 堀切二丁目周辺及び四丁目地区の防災街区整備地区計画

➤ 堀切二丁目周辺及び四丁目地区では以下のようなルールを定めています。



ルール項目	ルールのイメージ	ルールの内容
① 建物の構造の制限		<p><b>燃えにくい建物を地区内に増やしていくルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>準防火地域内の建築物は延べ面積が500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物については耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。</li> </ul>
② 建築物等の用途の制限		<p><b>地域にふさわしくない用途の建物をつくられないようにするルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「店舗型性風俗関連特殊営業」の用に供する建築物は建築してはならない。</li> </ul>
③ 敷地面積の最低限度		<p><b>ミニ戸建開発等の建物の密集化を抑制するルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の敷地面積の最低限度は66㎡とする。</li> <li>※既に66㎡未満の敷地はルールの対象外です。</li> </ul>
④ 壁面の位置の制限		<p><b>防災道路を確保するルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「密集事業による整備路線」沿道の建物は、道路中心線から建物の壁面までの距離を3m以上離して建築する。</li> </ul>
⑤ 壁面後退区域における工作物の設置の制限		<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面の位置の制限が定められた区域のうち、地区施設道路の部分には、扉、さく、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。</li> </ul>
⑥ 建物の形態・意匠制限		<p><b>周囲と調和したデザインの建物に誘導するルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。</li> </ul>
⑦ 垣・さくの構造制限		<p><b>災害時のブロック塀等の倒壊を防ぐルール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路や広場等に面して設ける垣又は柵は、生垣又はフェンス、鉄柵とする。</li> <li>※ただし、高さが0.6m以下の部分については、コンクリートブロック造等に行うことができる。</li> </ul>

## 1. 議題

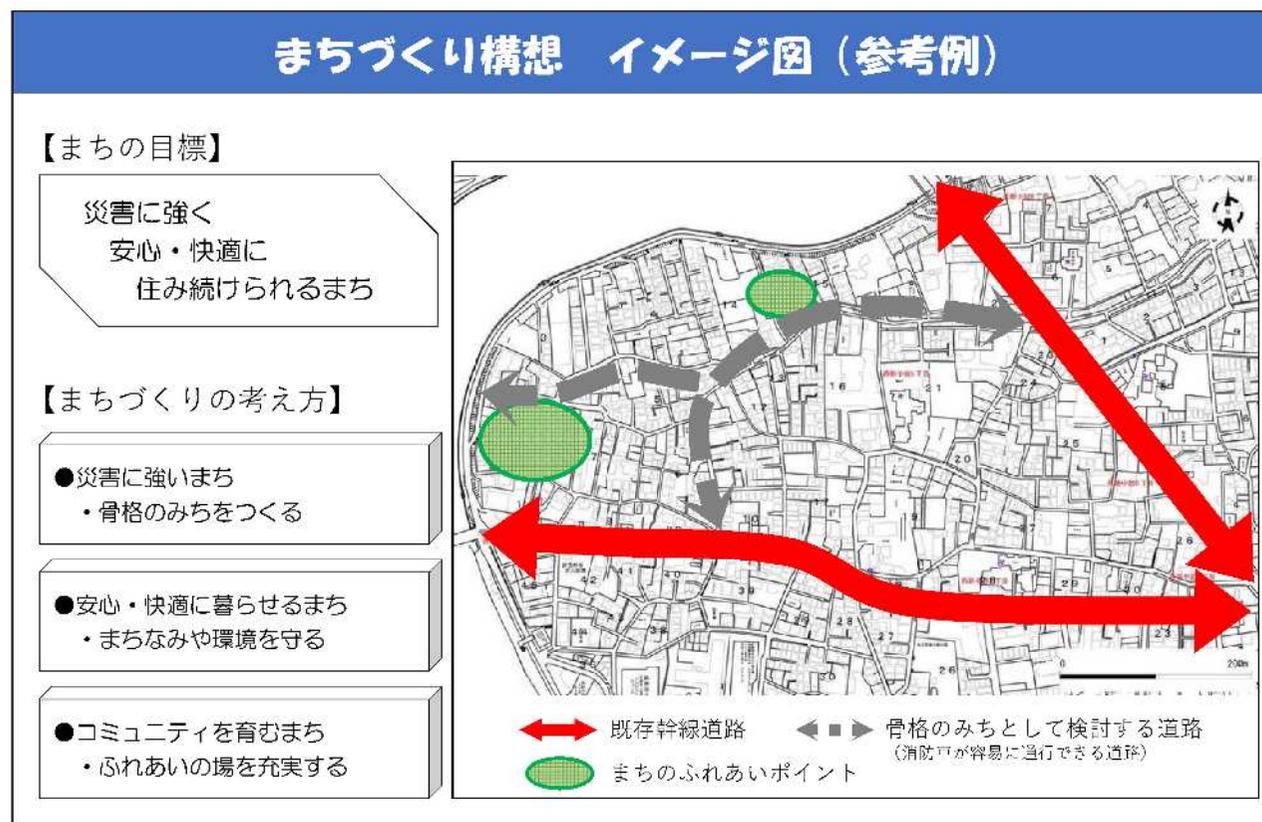
### ④ まちづくり構想（素案）の検討について

- (1) まちづくり構想（素案）の考え方
- (2) 道路を拡幅した場合の効果
- (3) まちづくり構想（素案）の内容

## ④ まちづくり構想（素案）の検討について

### (1) まちづくり構想（素案）の考え方

- 下図は令和元年度に実施した現況調査の結果から、町会と区で検討したまちづくり構想のイメージ図（参考例）です。
- 区に提案するまちづくり構想の作成にあたっては、本検討会や地域の皆様のご意見を頂きながら作成していきます。



## ④ まちづくり構想（素案）の検討について

### (1) まちづくり構想（素案）の考え方

- 町会と区では、本説明資料の2.まちの現状と課題や3.区内での取り組み事例等の内容を踏まえて、西新小岩五丁目地区のまちの将来像を定め、まちづくりの目標と取り組み内容を検討しました。
- 具体的な取り組み内容は、建物の不燃化などの建替えのルール作り、細街路の拡幅、災害時に活用できる公園や広場の確保を中心に検討しました。
- 今回は、細街路の拡幅についての効果を次頁以降で説明し、建物の不燃化や公園や広場の確保については次回検討会において詳細を説明を行います。

### ■まちの現状と課題のまとめ

視点	内容
防災・安全	<ul style="list-style-type: none"><li>● 木造住宅密集地域に指定</li><li>● 地震に関する地域危険度ランク5に位置付け</li><li>● 一部に消防活動困難区域が発生</li><li>● 緊急車両のスムーズな通行や救護スペースや消火活動スペースの確保が困難（消防水利は充足）</li><li>● 避難場所と避難所が未指定</li></ul>
道路・交通	<ul style="list-style-type: none"><li>● 4m未満の細街路が多く、地区内のネットワークが形成されていない</li><li>● 地区沿いには平和橋通りなど幹線道路が形成</li></ul>
居住環境	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小規模な宅地分譲が増加（通風や日照の低下）</li><li>● 庭などの緑化スペース減少によるうるおいの低下</li></ul>

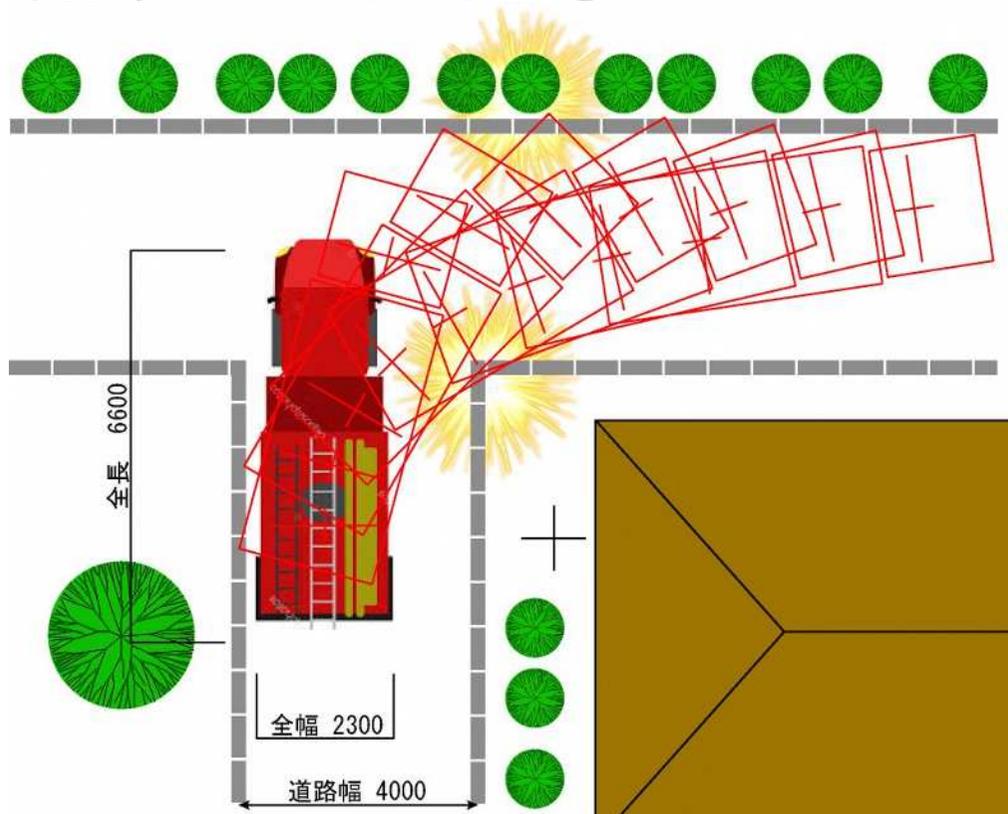
## ④ まちづくり構想（素案）の検討について

### (2) 道路を拡幅した場合の効果①

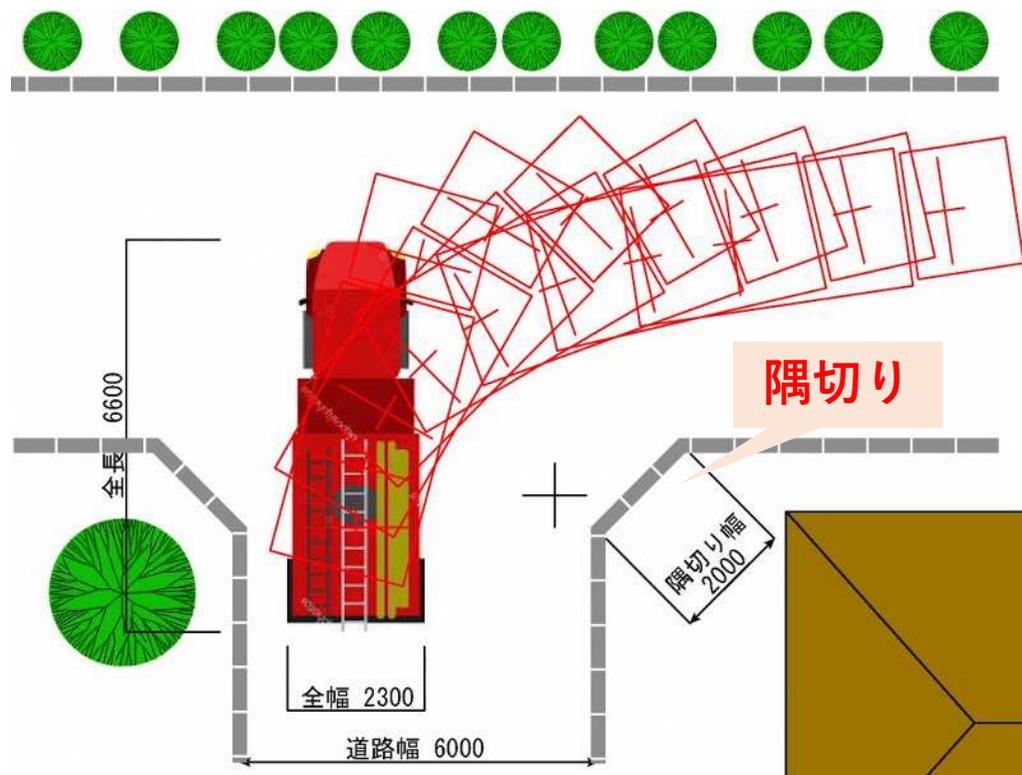
- 細街路を6mに拡幅し、隅切りを設置することで、緊急車両がスムーズに曲がれるようになります。

#### ■（参考）緊急車両の通行軌跡図

##### 【隅切りなし幅員4m道路】



##### 【隅切りあり幅員6m道路】

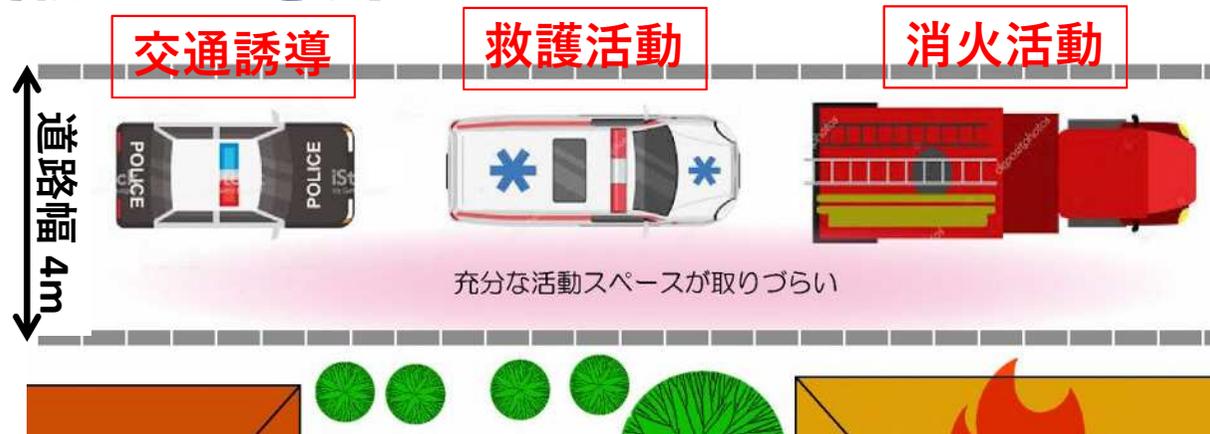


# ④ まちづくり構想（素案）の検討について

## (2) 道路を拡幅した場合の効果②

- 細街路を6mに拡幅することで、緊急車両の活動スペースが確保できます。
- 例えば、救急車による救護スペース（ストレッチャーの切回しなど）が確保できます。
- また、消防車による消火活動スペース（ホースの設置・取り回しなど）が確保できます。

### 【幅員4m道路】



### 【幅員6m道路】



# ④ まちづくり構想（素案）の検討について

## (3) まちづくり構想（素案）の内容

詳細は資料3をご確認ください。

(仮称) 西新小岩五丁目地区防災まちづくり構想（素案）

1 / 2

まちの将来像 → 災害に強く 安心・快適に 住み続けられるまち

まちづくりの目標

目標実現に向けたまちづくりの取組み

災害に強いまちと  
骨格のみちをつくる

### ○防災性の高いまちづくり

- 建物の不燃化や建替え、共同化を進めて災害に強いまちなみを形成します。
- 狭隘な道路や行き止まり道路などを解消してまちの防災性を向上します。
- 防災拠点の整備と拠点間を結ぶ道路ネットワークを整備します。

### ○緊急車両が円滑に通行できる骨格のみちづくり

- 消防活動困難区域を解消するなど、地区の骨格となる道路幅員6m以上の防災生活道路を整備します。
- 「堤防道路」の相互通行化を検討します。

安心・快適に暮らせる  
まちをつくる

### ○安心・快適に歩けるみちづくり

- 安全で快適な歩行者ネットワークを形成して回遊性を高めます。
- 震災時の倒壊や死角等による防犯上の懸念を解消するため、高い塀からフェンスや生垣へ改修するなど、建替え時のルールを定めます。

### ○まちなみや環境の保全

- 地区にふさわしい良好な街並みへ誘導するルールを定めます。

コミュニティとふれあいを  
育むまちをつくる

### ○コミュニティ活動の活性化

- コミュニティ活動を活性化・充実させる場づくりを行います。
- 積極的にお祭りやイベント等を行い、ふれあいの機会を増やします。

### ○緑の拡充によるうるおいのあるまちづくり

- 公共空間や住宅の緑を増やして、うるおいのあるまちづくりを行います。

西新小岩五丁目地区防災街づくり検討会

# ④ まちづくり構想（素案）の検討について

## (3) まちづくり構想（素案）の内容

詳細は資料3をご確認ください。

### (仮称) 西新小岩五丁目地区防災まちづくり構想（素案） 2 / 2

#### ■主な取り組み



西新小岩五丁目地区防災街づくり検討会

## 2. 意見の募集について

- ⑤ 「道路の拡幅」について
- ⑥ 「まちの良い点と改善点」について

## 2. 意見の募集について

### ■第1回検討会のテーマ

- 検討テーマ** 「道路の拡幅について」  
「まちの良い点と改善点について」

#### ①道路の拡幅についてのご意見

- まちづくり構想（素案）による道路拡幅のルートについて、ご意見をお願いいたします。

#### ②まちの良い点と改善点についてのご意見

- まちの良い点、改善点、日頃感じていることなど、ご意見をお願いいたします。

**第1回防災街づくり検討会 意見募集シート（資料5）にご記入ください。**

## ⑤ 「道路の拡幅」について

### ○検討テーマ 「道路の拡幅について」

まちづくり構想（素案）による道路拡幅のルートについて

例えば...

- ・ 拡幅の必要性や課題についてのご意見
- ・ その他ご意見

など



## ⑥ 「まちの良い点と改善点」について

### ○検討テーマ 「まちの良い点と改善点」

日頃まちについて感じていることについて

※場所が特定できる場合は、場所も教えてください。

良いところ・  
残したいところ

課題のあるところ・  
改善したいところ

例えば... 生活環境面  
都市環境面  
防犯・防災面 など

## 2. 意見の募集について

### 資料5 意見募集シート提出方法

資料を読む



意見募集シート（資料5）  
に意見を記入



同封の返信用封筒に  
入れポストに投函



6月28日（月）までにご返送ください。

### 3. 次回の防災街づくり検討会について

- ⑦ 次回の防災まちづくり検討会について

## ⑦ 次回の防災街づくり検討会について

ありがとうございました。

次回は、7月17日（土）14時から

新小岩北地区センターで開催を予定しています。

次回の検討テーマ：

まちづくり構想（案）の検討・まとめ



◇街づくりに関するご意見、お問い合わせ先◇



葛飾区 都市整備部 街づくり推進担当課

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1

担当：大谷・岡安 電話：03-5654-8391(直通)

## まちの将来像 → 災害に強く 安心・快適に 住み続けられるまち

## まちづくりの目標

災害に強いまちと  
骨格のみちをつくる

安心・快適に暮らせる  
まちをつくる

コミュニティとふれあいを  
育むまちをつくる

## 目標実現に向けたまちづくりの取組み

○防災性の高いまちづくり

- 建物の不燃化や建替え、共同化を進めて災害に強いまちなみを形成します。
- 狭隘な道路や行き止まり道路などを解消してまちの防災性を向上します。
- 防災拠点の整備と拠点間を結ぶ道路ネットワークを整備します。

○緊急車両が円滑に通行できる骨格のみちづくり

- 消防活動困難区域を解消するなど、地区の骨格となる道路幅員6m以上の防災生活道路を整備します。
- 「堤防道路」の相互通行化を検討します。

○安心・快適に歩けるみちづくり

- 安全で快適な歩行者ネットワークを形成して回遊性を高めます。
- 震災時の倒壊や死角等による防犯上の懸念を解消するため、高い塀からフェンスや生垣へ改修するなど、建替え時のルールを定めます。

○まちなみや環境の保全

- 地区にふさわしい良好な街並みへ誘導するルールを定めます。

○コミュニティ活動の活性化

- コミュニティ活動を活性化・充実させる場づくりを行います。
- 積極的にお祭りやイベント等を行い、ふれあいの機会を増やします。

○緑の拡充によるうるおいのあるまちづくり

- 公共空間や住宅の緑を増やして、うるおいのあるまちづくりを行います。

■ 主な取り組み

【西新小岩五丁目地区全体の取り組み】

- 建物の不燃化などの建替えのルール作り
- 細街路の拡幅
- 災害時に活用できる公園や広場の確保



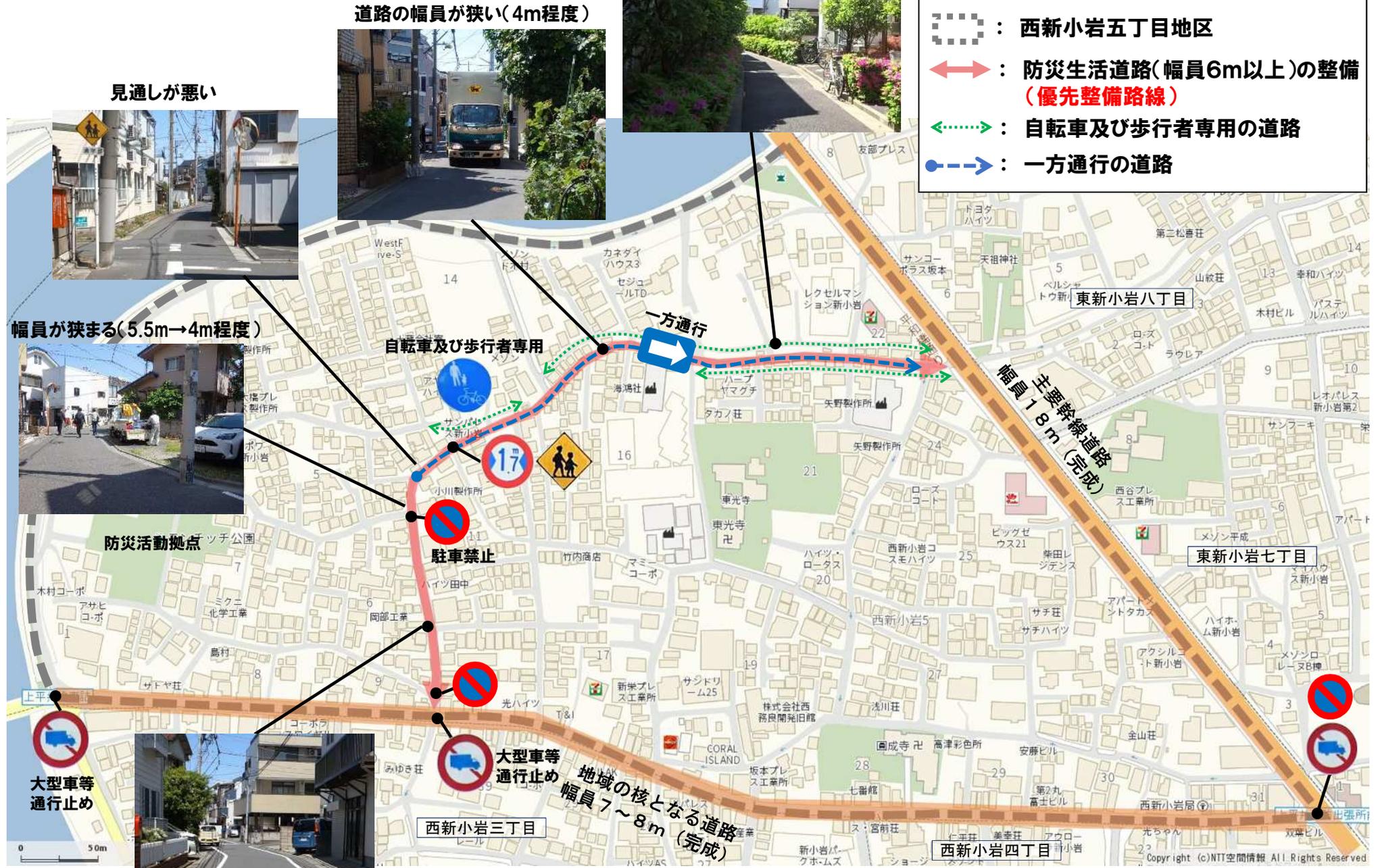
# 優先整備路線の現状整理

自転車及び歩行者専用

資料4

## 凡例

-  : 西新小岩五丁目地区
-  : 防災生活道路(幅員6m以上)の整備(優先整備路線)
-  : 自転車及び歩行者専用の道路
-  : 一方通行の道路



見通しが悪い



道路の幅員が狭い(4m程度)



幅員が狭まる(5.5m→4m程度)



防災活動拠点



道路の幅員5m以上6m未満

大型車等通行止め

大型車等通行止め

西新小岩三丁目

地域の核となる道路  
幅員7~8m (完成)

西新小岩四丁目

東新小岩七丁目

主要幹線道路  
幅員18m (完成)

回答者氏名： \_\_\_\_\_

資料1～資料4をご一読の上、皆様のご意見やご感想についてお聞かせください。

## Q1：「道路の拡幅」について

(1) 西新小岩五丁目地区において、防災上などの観点から道路の拡幅は必要であると思いますか？①～⑤からお考えに近いものを1つ選んで○をしてください。

- ① 必要だと思う
- ② どちらかという必要だと思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかという必要だと思わない
- ⑤ 必要だと思わない

(2) Q1 (1) の回答の理由をご記入ください。

---

---

---

## Q1 : 「道路の拡幅」について

(3) 優先して拡幅するルートとして、西新小岩五丁目地区防災まちづくり構想（素案）  
（資料2）の優先整備路線のルート（赤い点線ルート）は望ましいと思いますか？

①～⑥からお考えに近いものを1つ選んで○をしてください。

- ① 望ましいと思う
- ② どちらかという望ましいと思う
- ③ どちらとも言えない
- ④ どちらかという望ましいとは思わない
- ⑤ 望ましいとは思わない
- ⑥ 道路の拡幅は必要だと思わない

(4) Q1 (3) の回答の理由をご記入ください。

---

---

---

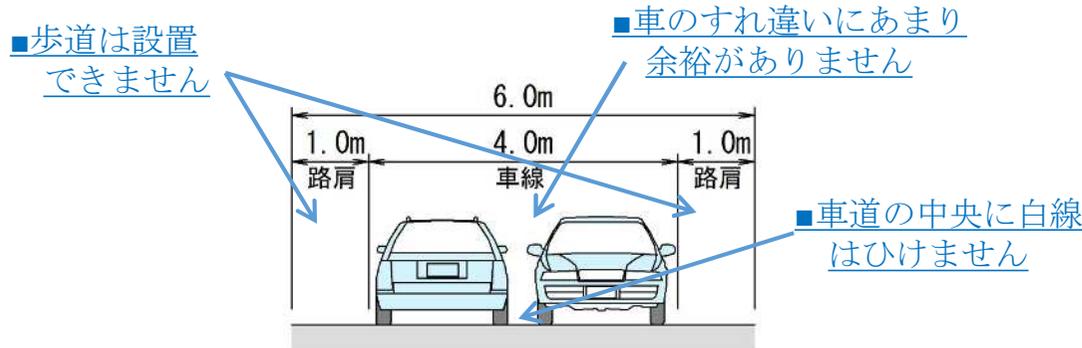
---

# Q1 : 「道路の拡幅」について

(5) 拡幅する場合、道路の幅はどの程度必要だと思いますか？

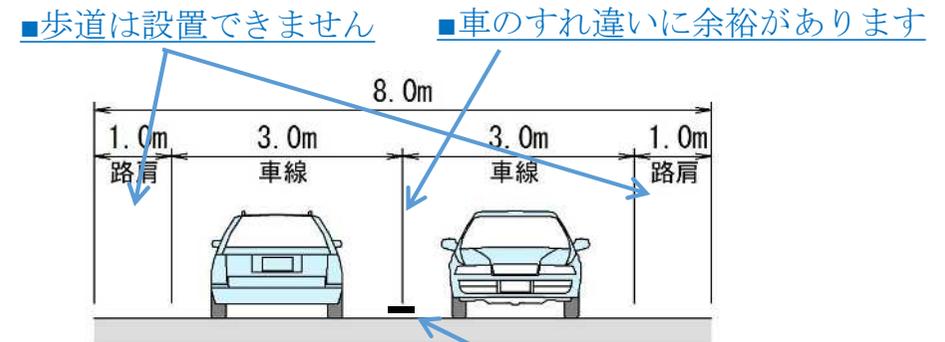
①～④からお考えに近いものを1つ選んで○をしてください。

- ① 6 mの幅が必要だと思う (参考図1を参照)
- ② 8 mの幅が必要だと思う (参考図2参照)
- ③ 8 mよりも広い幅が必要だと思う (参考図3参照)
- ④ 道路の拡幅は必要だと思わない

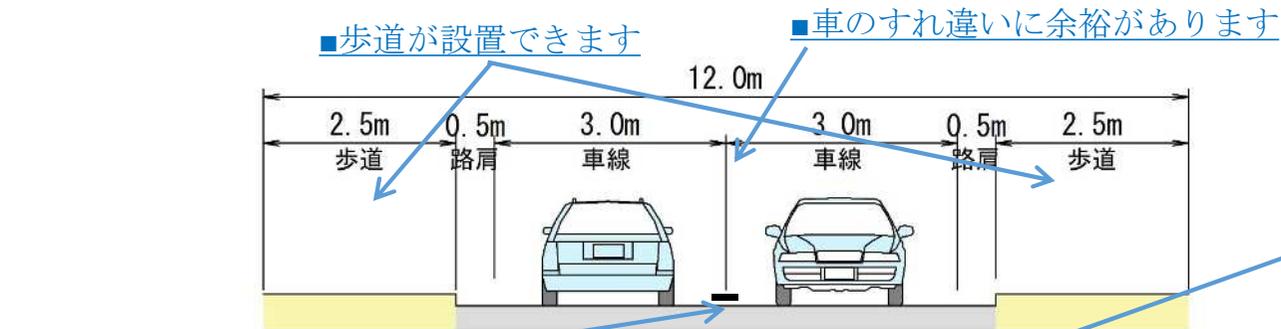


参考図1 道路の幅が6m\*の道路

\*緊急車両が活動を行える最低幅



参考図2 道路の幅が8mの道路



■車道の中央に白線をひけます

参考図3 道路の幅が12mの道路

■車道の中央に白線をひけます

■一般的に拡幅する幅が大きいほど、用地の買収や建物の補償にコストや時間がかかります。



## Q2：「まちの良い点・改善点」について

(2) まちの課題や改善したいところなどを以下の  にご記入ください。

※記入欄が不足する場合は、本用紙の空いている部分にご記入ください。

※場所が特定できるご意見は、記入例のように場所も教えてください。

(記入例)  
見通しが悪くて  
危険。



### Q3：その他

(1) その他、まち全体に関するご意見・ご感想があれば、ご記入ください。

---

---

---

(2) その他、ご意見・ご感想、ご質問があれば、ご記入ください。  
(事業の進め方、資料へのコメント 等)

---

---

---

6月28日(月)までにご返送ください。